



日本国籍のお客様 上海へお引越しの日本国籍の方用のご案内書です。

輸入通関

主なビザの種類	航空便	船便
Z (長期就業)	輸入可能 (簡易通関)	輸入不可
S1 (長期帯同家族)	輸入可能 (簡易通関)	輸入不可
M ビザ (短期商用)	輸入可能 (簡易通関)	輸入不可
居留許可長期 (有効期間1年以上)	輸入可能 (関封通関) <small>船便関封通関と同様の書類が必要</small>	輸入可能 (関封通関) <small>外国人工作許可通知1年(365日)以上でも可</small>
居留許可短期 (有効期間1年未満)	輸入可能 (簡易通関) <small>船便輸入歴がない場合は簡易通関可能</small>	輸入可能 (関封通関) <small>全量課税扱い、2m3未満、家電/家具/嗜好品類輸入不可</small>

航空便：船便輸入歴がある場合や1年(365日)以上の居留許可をご取得済の場合は、関封通関となります。

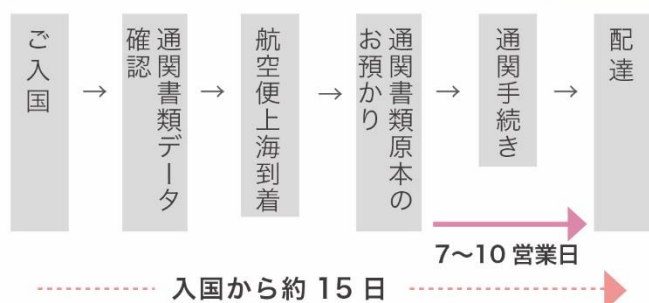
船便：お客様ご入国後、ご赴任先で手配いただく「外国人工作許可通知」または「居留許可」いずれかの有効期間が1年(365日)以上必要です。いずれも1年(365日)未満の場合は、短期滞在者として少量のお荷物(2m3未満)のみ全量課税での通関となります。

配達までの目安

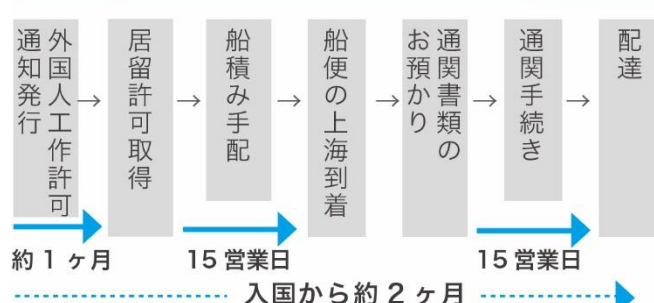
■航空便：中国へお荷物が到着し、通関書類お預かり後、約7~10営業日で通関完了後、配達のご案内
・お客様のご入国後通関書類のお預かり可能日に合わせて上海着便で、貴社へ発送の依頼をします。

■船便：中国へお荷物が到着し、通関書類お預かり後、約15営業日で通関完了後、配達のご案内
・お客様の居留許可または外国人工作許可通知のご取得後に日本から上海港へ、発送をお願いいたします。
(弊社にて居留許可または外国人工作許可通知の有効期間を確認後、貴社へ発送手配の依頼をします。)

航空便のお手続き



船便のお手続き



* 配達時は日本人または日本語スタッフが伺います。ダンボールの開梱作業や廃材回収まで行います。
(お荷物が少量の場合、配達先が遠方の場合、お勤め先の法人規定等で配達方法に指定がある場合などにより、お荷物を宅配便でお届けさせていただく場合もございます。)

* 土曜日の配達をご希望の場合は、別途料金が発生いたします。(日曜：定休日)

* 上記は通常の見込みであり、税関検査の有無、天候や港湾混雑等の諸事情により遅延が発生する恐れがございますので、予めご了承願います。国慶節や春節の祝日は、税関(国/政府機関全般)が閉庁し輸入通関手続きができません。この時期にお引越の際は、所要日数が通常より要しますので、ご注意ください。

通関手続き必要書類

		航空便	船便
お客様 ↓ 日本側貴社 ↓ 中国側弊社	★パスポートデータ（顔写真ページ）	●	●
	★パスポートデータ（中国 VISA ページ）	●	
	★E チケットデータ	●	
日本側貴社 ↓ 中国側弊社	★お客様情報（会社名,会社住所,住所,TEL,Email）	●	●
	★梱包明細書（Packing List）	●	●
	★貨物運送状（AWB, B/L）	●	●
	★税関申告付帯書類	●	●
お客様 ↓ 中国側弊社	パスポートデータ（入国日印ページ）	●	
	別送品申告書データ（中国入国時に取得）	●	
	パスポート原本（中国 VISA 取得済み）	●	
	別送品申告書原本（中国入国時に取得）	●	●
	パスポート原本（居留許可取得済み）		●
	外国人工作許可通知 PDF カラーデータ		●
	行政許可決定書原本		●
	就業情報表（人員制证情報表）データ		●
	通関書類一式（弊社準備書類に押印）		●
不動産賃貸契約書コピー		●	

共通：お荷物発送前に★の書類を日本側貴社から弊社までご提出ください。

航空便：パスポート原本、別送品申告書原本を税関提出のため、**約3営業日**お預かりします。

居留許可申請中の場合は、申請時に発行されるパスポート控え書でも通関が可能です。




関封通関（長期滞在居留許可取得済み）の場合、船便同様の通関書類一式が必要となります。

船便：船便通関書類一式には、**ご本人様によるご署名及びお勤め先の会社印（公章）**が必要となります。

パスポート原本、行政許可決定書原本（税関で回収）を税関提出のため、**約3～4営業日**お預かりします。

別送品申告書は、外国人工作許可通知と居留許可がいずれも1年未満の中国短期滞在者に必要となります。

■各書類等のサンプル

					
パスポート控え書 居留許可申請時に 発行される控え書	別送品申告書 中国入国時空港 税関通過時に入手	外国人工作許可通知 勤め先/赴任先で申請	行政許可決定書 現地赴任先で申請	居留許可 現地赴任後 約3-4週間後に取得	就業情報表 電子社会保険カード (APP) 内でご取得



輸入禁止・制限品目について

禁止物品	危険物	花火・弾薬・火気・爆薬・圧縮ガス・引火性物質・毒物・劇物・マッチ・ライター・科学薬品など（ヘアスプレーなど航空便は不可）
	動植物製物品	動物・植物・種子・ゴザ・ワラ・動物性素材食品、酪農品（乳製品）など
	貴重品	有価証券・宝石・宝飾品・貴金属・通貨など
	ワシントン条約 制限品目	象牙・皮革製品・毛皮・敷物・剥製・アクセサリー等ワシントン条約で規制されている物品
	文書・書物	中国国外で発行された中国の歴史や人物史、文化、政治理論、宗教、中国に関する書籍などの公共に害の及ぼす可能性がある文書、書物 地図などの国と地域が表記された物（地球儀も含む）
	食品	肉類（生、加工品）、水産食品（生）、乳製品（バターなどの加工品も含む）、卵製品（生、マヨネーズなどの加工品も含む）、無加工のツバメの巣、生野菜（生米や大豆などの豆類も含む）一部大豆製品
	その他	ポルノ関係品、麻薬や麻薬吸引具、鉄砲刀剣類、商標権・特許権・著作権を侵害する物品 中国に害があると判断される印刷物・映像物、通信機器（アンテナ・チューナー）
制限品目	お酒	航空便不可
	食料品	航空便不可／船便のみ可 全体お荷物量の10%程度まで（最大でも30kg以内） * 食料品は税関検査により没収廃棄処分になることもございます。予めご了承ください。
	書籍・CD・DVD	航空便：書籍50冊、CD+DVD100枚まで（免税枠 書籍10冊、CD+DVD20枚まで） 船便：2m ³ 以上・・・書籍200冊/CD+DVD100枚まで 2m ³ 未満・・・書籍50冊/CD+DVD100枚まで * 税関検査により輸入禁止と判断された場合は、没収廃棄処分になることもございます。予めご了承ください。

その他輸入品目について

食料品・医薬品

食料品：少量船便のみ（1～2箱まで）

* 現地での税関検査により、没収破棄処分になる場合がございます。

* 育児用粉ミルクについては事前申告の場合6kgまで発送可能となります。ご希望の場合はご相談ください。

常備薬：少量（3ヶ月分程度）※航空便は不可 処方箋：ハンドキャリーにてお持ちください。

日用品

日用品（化粧品・洗面用品等）は、品目別にて個人で消費される3ヶ月分程度の量が発送可能です。

その他

リチウムイオン電池（デジタルカメラやノートパソコンに使用されている電池）は、保安上の規則により航空便にてお送りいただくことはできません。船便にてお送りいただくことは可能ですが、検査の際に本体よりバッテリーが外されデータが喪失する恐れがございますので、パソコン、デジタルカメラなどに含まれる重要な個人、会社様データ等は必ず事前にデータのバックアップをお取り願います。

大量の同じ商品や新品未使用のものは、税関にてお荷物差し止めや課税対象となる事例がございます。



貨物運送状の仕様(Shipper Consignee details)

Shipper

MR./MS. お客様名フルネーム、お客様パスポート番号
C/O 貴社名、貴社法人番号、貴社住所/連絡先等

Consignee

MR./MS. お客様名フルネーム、お客様パスポート番号
C/O SHANGHAI FUKUOKA SOKO LOGISTICS CO., LTD.
ROOM 3208, NEW TOWN CENTER, NO. 83 LOU SHAN GUAN ROAD,
CHANG NING DISTRICT, SHANGHAI, CHINA
USCI : 91310000697295952B
TEL : +86 21 3208 7880 EMAIL : SHANGHAI@TRANSIT-ASIA.COM

Notify Party

SAME AS CONSIGNEE

課税通関になる場合

- ・航空便お荷物（全量課税通関）
- ・免税規定量を超える書籍、CD/DVD、家具、家電製品や嗜好品が複数ある場合
- ・過去に中国に赴任経験があり、引越し荷物の輸入歴がある場合
(引越し荷物は複数回の輸入として、全ての物品に対し課税されます。)
※過去に引越し荷物の輸入歴がある場合、事前にお知らせください。
- ・船便通関に必要な外国人工作許可通知及び居留許可のいずれも1年(365日)未満の場合
(長期滞在者とみなされず、全量課税にてお荷物は2m3まで家電/家具/嗜好品類は輸入不可となります。)

課税額の目安

- 【関税率 50%】 ゴルフクラブ（課税額フルセットで7000元前後）／お酒／たばこ（電子含）／化粧品 など
- 【関税率 20%】 ギター／アンプ／DVD プレイヤー／トレーニングマシン／電子ピアノ／文具／キッチン用品
／靴／ベビーカー／バス用品／かばん／寝具 など（課税額の例：ギター400元、空気清浄機200元、スピー
カー200元 など）
- 【関税率 13%】 家具／デジタルカメラ／パソコン／プリンター／ハードディスク／電子辞書／モニター／変圧
器／衣裳ケース／おもちゃ／ゲーム機／本 など（課税額の例：デジタルカメラ260元、インクジェットプリ
ンター65元 など）

お問い合わせ先 中国の通関事情やご不明な点は輸入担当者までご連絡ください。

トランジットアジア上海（上海福岡国際貨物運輸代理有限公司）
住所 : 中国上海市長寧区婁山関路83号 新虹橋中心大厦 3208室
電話番号 : +86 (0) 21 3208 7880 (代表)
電子メール : shanghai@transit-asia.com
営業時間 : 9:00 - 18:00 (月～金)
担当 : 徳盛、横尾、石口、劉



税関申告付帯書類 外国籍用(日本国籍含む)

航空便・船便に下記の該当品目がございます場合は詳細をご記載ください。

(現地税関へお荷物の輸入申告時に必要となる情報です。ご協力いただけますようお願いいたします。)

1、テレビ、PC モニター

梱包番号	品名	モデル	画面サイズ (インチ)	個数

2、カメラ、ビデオカメラ

梱包番号	品名	モデル	種別	個数
			一般 ・ デジタル	
			一般 ・ デジタル	

3、ギター

梱包番号	品名	モデル	種別	個数
			アコースティック・ エレクトリック	
			アコースティック・ エレクトリック	

4、パソコン

梱包番号	品名	モデル	種別	個数
			デスクトップ・ノート	
			デスクトップ・ノート	

5、プリンター

梱包番号	品名	モデル	種別	個数
			インクジェット・レーザー	

6、その他

品目	数量	備考
書籍		(例 50 冊) 単行本、文庫、教科書、絵本、漫画を含み、ノートや雑誌、ファイル、家電等の説明書は含まない。
CD/DVD		(例 30 本) 音楽 CD・映画等を含み、ゲームや PC ソフト、自作を含まない。
ゴルフクラブ		(例 14 本) ドライバー、アイアン、パター、練習用などを含む総本数。
自転車		(例 2 台) 大人用、子供用を含み、三輪車やキックバイクを含まない。



よくお問合せいただく物品の中国輸入可否表

	AIR		SEA	
	AOE：上海		POE：上海	
	外国籍(日本人含む)	中国籍	外国籍(日本人含む)	中国籍
本	50冊	50冊	200冊まで	中国以外での購入分は50冊まで 中国国内での購入分は制限なし
CD+DVD	合わせて100枚	合わせて100枚	合わせて100枚まで	中国以外での購入分はCD+DVD100枚まで 中国国内での購入分は制限なし
生米	不可	不可	不可	不可
醤油	不可	不可	可	可
茶葉	不可	不可	可	可
インスタント食品	不可	不可	可	可
酵母	不可	不可	可	可
ゼラチン	不可	不可	可	可
インスタントコーヒー	不可	不可	可	可
ジャム	不可	不可	可	可
カレールー	不可	不可	可	可
マヨネーズ	不可	不可	不可	不可
味噌	不可	不可	可	可
食用油	不可	不可	可	可
ベビー食品(動物性は不可)	不可	不可	2-3ヶ月分程度	2-3ヶ月分程度
粉ミルク	不可	不可	6kgまで免税	6kgまで
おむつ	可	可	2-3ヶ月分程度	2-3ヶ月分程度
ゼリー	不可	不可	可	可
缶詰(動物性は不可)	不可	不可	可	可
チーズ	不可	不可	不可	不可
豆類	不可	不可	不可	不可
卵・卵加工品(生)	不可	不可	不可	不可
酒(720ml)	不可	不可	免税2本、課税2本	4本
電子タバコ	不可	不可	不可	不可
小麦粉	不可	不可	不可	不可
ホットケーキミックス	不可	不可	不可	不可
香水	不可	不可	使用済の少量のみ可	使用済の少量のみ可
剣道用具	可	可	可	可
たばこ	不可	不可	免税2カートン、 課税2カートン	4カートン
キャットフード ドッグフード	不可	不可	不可	不可
猫/犬のトイレの砂・シート	不可	不可	可	可
ゴルフクラブ	2セット(26本)まで輸入可 *居留許可または外国人工作許可証 どちらか365日以上の有効な期限で ご取得、初回輸入に限り1セット (13本)まで免税。(関封通関)	2セット(26本)まで輸入可 (全て課税、500元/本)	2セット(26本)まで免税 *居留許可または外国人工作許可証 どちらか365日以上の有効な 期限のご取得、初回輸入に限 る(関封通関)	輸入可 (全て課税、500元/本)

本表はこれまでの実績によるもので、輸入通関時に量の制限や輸入不可になる場合もございます。予めご了承ください。

食料品については、内容物や原材料表記、パッケージの絵柄等により税関検査時に輸入不可となる場合もございます。